

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1050010	学校の副校長等の必置義務の廃止	幼稚園の副園長や学校の副校長の必置義務を廃止する。これにより、幼稚園の副園長や学校の副校長は、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)	幼稚園の副園長や学校の副校長を置かなければならないことになっているが、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)副園長・副校長を置かない、あるいは複数校兼任にすることで、人件費は確実に減るために、その浮いたコストを、他に充てて教育を充実させることも可能だと思われる。副園長・副校長は直接に児童や生徒に接する機会は少ないので、これらを置かない場合にも児童・生徒への影響は最小限であると考えられる。		教育改革の会	東京都	文部科学省
1069030	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における効力の拡大	現在は授与された都道府県のみで有効であるが、全国に拡大する。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。 その為に上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、効力範囲を全国に拡大することで、ある県で経験を持った方がそのまま他県でも活躍の場を広げることができる。		株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	兵庫県	文部科学省

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1069050	優れた知識と技能を有する社会人を 教員として迎え入れるための免許状で ある「特別免許状制度」における授与 条件の緩和	授与要件として必須条件である、「学士の学位」 を免除する。	<p>現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。</p> <p>その為に上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためには、授与要件枠を広げることが必要だと考える。採用要件としての「学士の学位」保持を免除することで、経験実績を優先した人材の確保が期待できる。</p>		株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	兵庫県	文部科学省
1074010	幼稚園設置基準の緩和	幼稚園を設置する際に必要な幼稚園教諭に、諸 外国にて日本の幼稚園教諭免許に準じた資格 を所有している者を対象にする	<p>現在、認定幼稚園の教員は幼稚園教諭有資格者と定義されています。一方、日本全国に約300校あるPreSchool(英語幼児指導施設:平均35名としても約10,000人の園児がいると予想される)では海外の幼児指導有資格者は多数いるものの日本の幼稚園教諭有資格者ではないため、設置基準に適合しないと判断から認定はされません。諸外国の幼児指導有資格者に対して日本の幼稚園教諭資格と比較して準じていれば認定できるよう提案させていただきます</p>	佐倉市国際化教育特 区	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY	千葉県	文部科学省

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1074020	幼稚園設置における用地の借用の容認	用地を借用し、幼稚園を設置する	過去においてPreSchoolは塾の延長と言った認識が一般に認知されており、当然のことながら補助対象の児童託児施設としての社会的地位はありません。当校では、児童を長時間預かる施設として園庭は必須と考え約600坪もの園庭がありますが、全国でも非常に珍しい園庭付きPreSchoolです。原因は全て自己資金で賄わなくてはならず、大規模での新設園舎は社会的地位から鑑みても困難であるため。(全国300校の内殆どのSchoolはビルの一室やマンション内で開園し、一日の内の5～6時間を園児はそこで過ごすこの時期ではあってはならない状況です)認定幼稚園自己所有の土地であることが定められておりますが、園庭が必須であることを勘案し、自己所有の土地で開園する事は補助対象外であることから非常に困難です。借用地での設置許可を提案致します	佐倉市国際化教育特区	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY	千葉県	文部科学省
1080010	幼稚園、保育所設置基準の緩和	建物の4階において幼稚園、保育所の設置を可能にしてほしい。	多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。弊社は建物の4階にあるため、2階以下での施設という規制の緩和を要望します。 ■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できればと願っています。 全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営 (多言語対応)	株式会社アイザック	東京都	文部科学省 厚生労働省

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1080020	幼稚園教諭、保育士に準じた海外資格所有者を対象とした幼稚園、保育所設置における人員配置基準の緩和	母国で日本の幼稚園教諭、保育士に準じた資格を取得している永住外国人を、設置基準に定める幼稚園教諭、保育士の人員として扱えるようにする。	<p>多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。外国人講師の中でも出身地で教育免許を持っている講師には、免許なしで労働できる措置を要望します。</p> <p>■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できれば願っています。</p> <p>全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。</p>	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営 (多言語対応)	株式会社アイザック	東京都	文部科学省 厚生労働省
1080030	公共施設借用による幼稚園、保育所の設置	公共施設借用による幼稚園、保育所の設置を認めてほしい。	<p>多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。国や市町村の施設で教育使用できる施設を借用できる措置を要望します。</p> <p>■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できれば願っています。</p> <p>全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。</p>	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営 (多言語対応)	株式会社アイザック	東京都	文部科学省 厚生労働省

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1049010	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための地域限定での大学獣医学部の設置許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。</p> <p>(提案理由) 獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失している状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。</p> <p>また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。</p>		愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1013010	幼稚園を活用した学童保育の傷害保険	私立幼稚園が運営する放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)の児童には現在、公的な保険制度(独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付事業)が適用されていない。幼稚園で預かり保育を受ける園児は全員、スポーツ振興センターの傷害保険は適用されている。私立幼稚園の預かり保育と学童保育が一連の子育て事業であるとの観点から、学童保育児童も園児同様、スポーツ振興センターの保険が受けられるような施策を講じてほしいと強く要望したい。	国は、「新待機児童ゼロ作戦」を進めている。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」や厚生労働省の「放課後児童クラブ」の推進は、「子どもと家族を応援する日本」の重点戦略の一つとなっている。この事業を推進する上でスポーツ振興センターの保険を幼稚園が運営する学童保育に適用されないのは、新待機児童ゼロ作戦を進めていく上でネックとなる課題の一つである。一例を挙げると小学校下校の際、学校から幼稚園の学童施設へ通園する間に、ケガや事故に遭遇すると、上記の保険が適用されない事例があった。したがって幼稚園や保護者は「任意の傷害保険」を利用している。学校教育法第一条校の幼稚園としては、放課後の学童児童の安全対策がキープできる公的な保険制度の実現を求めたい。保護者が安心して仕事に従事できる環境づくりをお願いしたい。「学校から住居」、「学校から学童施設」の間を共に「通学」と定義していただき、スポーツ振興センターの保険が学童保育にも適用され、実現するように強く要望する。なお、私立幼稚園を活用する学童保育は、「幼稚園における放課後児童健全育成事業」として平成15年5月から「付帯事業」としてスタートしている。		学校法人 初音丘学園	神奈川県	文部科学省 厚生労働省

08 文部科学省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1034010	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。	<p>今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる植林、天然林への食害が増加しており、防除を行っています。個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱の基本政策を転換することに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る、②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたということです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。</p>	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	個人	高知県	文部科学省 環境省